

平成20年度9月補正予算案の概要

9月補正では、債務負担行為補正のみ実施し、歳入歳出補正はありません。

【債務負担行為補正】

一般会計：予算外義務負担の追加1件
特別会計：予算外義務負担の追加1件

1. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加）

（1）一般会計

①予算外義務負担の追加 1件

事 項	期 間	限度額
中村町5丁目住宅地区改良事業に伴う第2期改良住宅建築工事契約の締結に係る予算外義務負担	平成21年度	173,000千円

〔債務負担設定理由〕

本工事の施工には15か月の施工期間を要し、契約期間が2か年にわたるため、工事契約締結するにあたり、予算外義務負担を設定します。

※債務負担行為の設定は原則として当初予算で行っていますが、本件については、本年5月になって第2期改良住宅建設予定地内の居住者の移転時期が明確となったため、工事着手が可能となり、工事期間が平成21年度にわたることが確定したことから、今回債務負担行為の設定を行います。

（2）特別会計

①予算外義務負担の追加 1件

事 項	期 間	限度額
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の個別活用ビル建築工事等委託契約の締結に係る予算外義務負担	平成21年度	2,623,000千円

〔債務負担設定理由〕

本工事の施工には18か月の施工期間を要し、契約期間が2か年にわたるため、工事委託契約締結するにあたり、予算外義務負担の設定を行います。

なお、個別活用ビル（合計11棟）については、共同ビル等と工程及び作業ヤードが錯綜するため、共同ビルの特定建築者に委託し、共同ビルと同時期の完成を目指します。

※債務負担行為の設定は原則として当初予算で行っていますが、本件については、本年7月に工事費が確定したことから、今回債務負担行為の設定を行います。